

2. 車両免許取得・交通安全に関する規程

第1条 交通法規を遵守すること。

第2条 新たに運転免許を取得するものは、事前に所定の手続きを受け、校長の許可を得なければならない。

第3条 運転免許を所有しているもの、車両を通学に利用するものは事前に所定の手続きを受け、校長の許可を得なければならない。

第4条 車両運転通学の許可条件は、次のとおりとする。

- 1 運転免許証を取得していること。
- 2 「車両運転通学生徒の心得」を遵守すること。

第5条 「車両運転通学生徒の心得」は、次のとおりとする。

- 1 車両は原動機付自転車（排気量125cc未満）ならびに普通自動車とする。
- 2 所定の駐車場に駐車すること。
- 3 学業時間内及び、校外での活動中は許可なく車両を運転しないこと。
- 4 他の車両通学者の車両は絶対に運転しないこと。
- 5 他の生徒を同乗させないこと。
- 6 任意保険に必ず加入すること。
- 7 気象条件を踏まえ、安全運転を心がけること。

第6条 自転車通学については、事前に所定の手続きを受け、校長の許可を得なければならない。自転車通学を許可されたものは、次の事項を遵守すること。

- 1 自転車は、指定された場所に整頓して置き、施錠すること。
- 2 自転車には、学校指定の登録ステッカーを貼付すること。
- 3 交通法規を遵守すること。
- 4 冬期間の学校で定めた使用禁止期間は、自転車を使用しない。

第7条 徒歩通学においては、交通安全に留意し通学すること。